

事 務 連 絡
令和 2 年 3 月 24 日

各都道府県衛生主管部（局） 御中
各地方厚生（支）局麻薬取締部（支所） 御中

厚生労働省医薬・生活衛生局
監視指導・麻薬対策課

覚醒剤原料の取扱いに係る質疑応答について

令和元年 12 月 4 日に公布された「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律」（令和元年法律第 63 号。以下「改正法」という。）のうち、第 4 条の改正規定による覚せい剤取締法の一部改正が、本年 4 月 1 日に施行されます。またこれに関連した「覚せい剤取締法施行規則等の一部を改正する省令」（令和 2 年厚生労働省令第 15 号）が本年 2 月 13 日に公布されました。

今般、別添「覚醒剤原料の取扱いに係る質疑応答」を作成しましたので、医療現場等における覚醒剤原料の監視、指導を行う際に活用いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。